

③ 消費者を守るために

1 消費者を守る法律と相談機関にはどのようなものがあるかまとめてみよう。

法律

消費者と事業者が結ぶ全ての契約に適用される。事実と違うことを言われた、契約しないと帰してもらえなかった、などの理由で契約した場合は、契約を取り消すことができる。また、契約書の取り決めのうち、消費者に著しく不利な取り決めは無効になる。

公的機関

• _____

製造物の欠陥（通常あるべき安全性を欠いていること）によって被害を受けた場合、消費者は、製造者の過失の有無にかかわらず、製造者の損害賠償の責任を問うことができる。

• _____

訪問販売などによるトラブルを防止するため、不当行為の禁止やクーリング・オフ制度などについて定めている。

• _____

2 クーリング・オフとは

(1) クーリング・オフ制度


契約は、原則として一方的に解除することはできません。

ただし、自らの意思で店に出向いたのではなく、訪問販売やキャッチセールスなどのように販売者の意思で始まった取り引きの場合、一定期間内に書面で通知すれば契約を解除することを認める制度があります。

(2) クーリング・オフできる期間

訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、電話勧誘販売、特定継続的役務提供（学習塾など継続して受けるサービス）、訪問購入	(a) 日間
マルチ商法、内職やモニターでお金を得ることを目的にした商品の販売	(b) 日間

(3) クーリング・オフできない場合

- ① (c) 円未満の商品を現金で買ったとき。
- ② 化粧品や健康食品などの消耗品で、(d) したもの。
- ③ インターネットショッピングなどの通信販売にクーリング・オフは適用されない。ただし、自主的に返品条件を規定している業者があるので、業者を選ぶときの参考にするとよい。その際、ジャドママーク  がひとつの目安となる。

公益社団法人日本通信販売協会会員